

愛好家による仕次古酒の部

令和4年度泡盛鑑評会

出品募集中！！

自慢の仕次古酒を、泡盛鑑評会に出品してみませんか？

泡盛製造者の出品酒と同じ土俵で品質評価をします。

優等賞受賞酒にも負けない品質の仕次古酒が、
あなたの家で育っているかも？

書類 審査

令和4年 **必着**
8月1日（月）

提出先：〒900-8554 沖縄県那覇市旭町9番地
沖縄国税事務所主任鑑定官 あて

品質 審査

令和4年
9月26～30日

令和4年度泡盛鑑評会にて、泡盛製造者から
出品された古酒と同じ土俵にて品質評価します。

結果 発表

令和4年
11月1日（火）

令和4年度泡盛鑑評会表彰式にて、
審査長から認定証を授与します。

愛好家による仕次古酒の部（要綱）

出品規格

以下の規格を有する甕で貯蔵された「仕次古酒」とします。

- ・ 3回以上仕次ぎされたもの。
- ・ 1年に2回以上「仕次ぎ」をした場合も、1回／年として数える。
- ・ 「仕次酒」の貯蔵年数は問わない。
- ・ 「親酒」を出品者の家庭等で貯蔵した年数が、5年以上のもの。
- ・ 「親酒」及び甕に補充する「仕次酒」は、甕に入れる前は瓶等に入ったものでも差し支えない。
- ・ 100%樽貯蔵の泡盛は、「親酒」及び「仕次酒」に使用できないこととする。

用語の定義等詳細は国税庁ホームページ掲載の出品要領を御確認下さい。
(<https://www.nta.go.jp/about/organization/okinawa/sake/r04aikouka.htm>)



なお、仕次ぎの過程でアルコール分が45度以下の泡盛と、45度を超える泡盛を混ぜることは酒類の無免許製造行為になるため、出品酒には該当しないこととなります。